

2021年版 出入国在留管理



出入国在留管理庁 編

2021年版

出入国在留管理

出入国在留管理庁 編

はじめに

2021年版「出入国在留管理」の発刊に当たって

法務省出入国在留管理庁は、国際化の時代の中で、様々な国・地域から多様な目的をもって来日する外国人の入国・在留がスムーズに行われるようにすることを通じて、健全な国際交流推進の一翼を担いつつ、同時に日本社会の秩序が保たれるよう、どのような外国人であれば入国・在留を認め、どのような外国人であればそれらを認めないかを見極める重要な役割を果たしています。そのためには、最先端の技術を活用するなどし、円滑な出入国審査と厳格な出入国管理を高度な次元で両立させる出入国審査の高度化を実現していく必要があります。また、我が国の安全・安心を脅かす好ましくない外国人を法令に基づいて強制的に国外に退去させることによって、国民の安全や利益を守るという任務も担っています。加えて、難民の認定手続を整備し、真に庇護を求める者を迅速かつ的確に保護していくことも出入国在留管理庁に課せられた大きな役割です。さらに、法務省において外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととなった（平成30年7月24日閣議決定）ところ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する任務も担っています。

1959年から発刊されていた「出入国管理」は、本書で27冊目になりますが、2018年12月8日、第197回国会（臨時会）において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、法務省が出入国に加えて「外国人の在留」の公正な管理を図る任務を負うことが明記されたことに伴い、2019年版から「出入国在留管理」へ名称を変更しました。2003年版以前の「出入国管理」では、5年間の出入国管理行政の歩みをまとめたものとして発刊していましたが、近年、出入国管理をめぐる情勢がめまぐるしく変化し、出入国管理行政も、その動きに的確に対応すべく、様々な新しい取組を行っています。そこで、2004年版以後は、「出入国管理」は毎年の出入国管理行政の動きを取りまとめて発刊しています。

この2021年版「出入国在留管理」では、出入国在留管理庁における業務の概要を紹介し、2016年から2020年までの過去5年間の業務の推移を見つつ、2019年4月から実施している特定技能制度の運用状況、技能実習制度の運用状況、外国人材の受入れ、在留支援に関する取組、テロリスト等の確実な入国阻止、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策、被収容者に係る処遇の適正化に向けた取組、難民認定制度の運用状況、新型コロナウイルス感染症への対応など、最近の出入国在留管理行政を取り巻く状況や施策を、2020年度の動きを中心に取りまとめています。

本書を通じ、出入国在留管理行政が、皆様にとって親しみやすく分かりやすいものとなれば幸いです。

2021年11月

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子

2021年版 「出入国在留管理」のポイント

2021 年版「出入国在留管理」の構成

- 本書は、出入国在留管理をめぐる近年の状況（第1部）、主要な施策（第2部）及び資料編で構成。
- 第1部では、2016年から2020年までの5年間の業務統計を基に、2020年の業務状況を記載。
- 第2部では、出入国在留管理行政に係る主要な施策を記載（主に2020年度の取組について記載。2021年度の取組についても一部記載）。
- 資料編では、出入国在留管理庁の業務概要等を記載。

第1部 出入国在留管理をめぐる近年の状況

- 外国人入国者数
 - ・ 2020年における外国人入国者数（再入国者数を含む。）は430万7,257人、再入国者数を除いた新規入国者数は358万1,443人（前年比87.4%減）。
- 在留外国人数
 - ・ 2020年末現在の中長期在留者数と特別永住者数を合わせた在留外国人数は288万7,116人。
 - ・ また、在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は2.3%であり、2019年末と比べ0.02ポイント減少している。
- 不法残留者数
 - ・ 2021年1月1日現在の不法残留者数は8万2,868人であり、各年1月1日現在の数値としては7年ぶりに減少した。

第2部 出入国在留管理行政に係る主要な施策等

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
 - ・ 水際対策について
新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等がある地域に滞在歴がある外国人について、入管法第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否するなどして、水際対策を講じている。
 - ・ 在留諸手続について
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、帰国が困難な状況にある外国人に対して、就労が可能な在留資格「特定活動」等への変更を認めるほか、就労ができない在留資格を有する外国人に対して、本邦での生計維持を可能とするため、資格外活動を許可するなどの措置を講じている。
 - ・ 雇用維持支援について
新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、採用内定を取り消された留学生、技能実習を修了し帰国が困難な元技能実習生等の本邦での継

続した就労を可能とするため、一定の要件の下、特定産業分野において就労できるよう在留資格「特定活動」を付与している。

- ・ 情報提供・相談体制の強化について

外国人生活支援ポータルサイトにおいて、各府省庁の情報を言語別に集約して情報提供を行うとともに、地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口に対して交付金の特例措置を講じるなどの取組を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する外国人からの電話相談に多言語かつ無料で対応するF R E S Cヘルプデスクを設置することにより、相談体制の強化を図っている。

- ・ 入管施設における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス発生後、変異株への置き換えが進む中で、出入国在留管理庁として、より効果的な感染防止対策の確立が急務と認識し、2021年7月20日、入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル第4版を発行した。

●特定技能制度について

- ・ 2021年6月末現在の速報値では、特定技能在留外国人数は2万9,144人。また、2021年6月末現在の速報値では、特定技能に係る在留資格認定証明書交付件数が1万2,007件、在留資格変更許可件数が2万6,039件、登録支援機関登録件数が6,156件となっている。
- ・ 出入国在留管理庁と分野所管省庁との連携を通じ、国内外において試験実施を促進することにより、2021年6月末現在、全14分野の試験が国内及び海外8か国で実施済みとなっている。また、技能試験の合格者数についても順調に増加し、2021年6月末現在で4万7,270人に上っている。
- ・ 二国間取決めについては、2021年6月末現在で、13か国との間で作成しており、同取決めに基づき、各国政府と適宜情報共有しているほか、意見交換を実施し、特定技能制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努めている。

●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

- ・ 政府においては、2006年に取りまとめた「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」に基づいて外国人が暮らしやすい地域社会づくり等に努めてきたが、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、2018年12月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を取りまとめた。
- ・ 2019年6月には、外国人材の受入れ環境整備をめぐる喫緊の課題となっている事項を中心に総合的対応策の内容を充実させるものとして「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（以下「充実策」という。）を取りまとめ、充実策の方向性に沿って、2019年12月に総合的対応策の改訂を、2020年7月には、これまでの関連施策の実施状況も踏まえ、外国人材の受入れ環境整備を更に充実・推進させる観点から、総合的対応策の改訂を行い、政府一丸となって関連施策を着実に推進してきた。
- ・ さらに、2021年6月には、これまでの関連施策を実施する中において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等によって明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点から、総合的対応策を改訂した。
- ・ 2020年7月には、総合的対応策に基づき、新宿区のJ R 四ツ谷駅前のビルに、出入国在留管理庁、法テラス、東京法務局人権擁護部及び在留外国人の在留を支援する4省庁8機関がワンフロアで相談等の対応を行う「外国人在留支援センター」（Foreign Residents Support Center／F R E S C（フレスク））を開所した。

●外国人との共生社会の実現のための有識者会議

- ・2021年1月、共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催することが決定された。同年2月以降、有識者会議において議論がなされ、現在、同会議において、意見書の取りまとめが行われているところである。

今後、政府においては、有識者会議において取りまとめられた意見書の内容等を踏まえ、我が国における外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等を国民や外国人に示すための工程表を策定することとしている。

●円滑かつ厳格な入国審査等の実施

- ・我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、航空機の乗客に対しては自動化ゲートの設置・増設等により、クルーズ船の乗客に対しては船舶観光上陸許可制度の運用等による審査の合理化等により、空海港における円滑な審査の一層の推進を図っている。
- ・上陸審査待ち時間を活用して前倒しで個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する機器、通称「バイオカート」を、2016年10月、特に審査待ち時間短縮効果が期待できる関西空港、高松空港及び那覇空港に導入した。その後、2018年5月にかけて成田空港等14空港に、2019年12月には羽田空港に、2020年1月には博多港及び比田勝港に導入し、円滑な審査の一層の推進を図っている。
- ・2014年の入管法改正により導入されたトラस्टイド・トラベラー・プログラムは、自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を、一定の要件を満たし、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた「短期滞在」の外国人に拡大するものであり、2016年11月から運用を開始した。

また、日米間の出入国審査の迅速化に資するため、日米の入国管理当局間で具体的な運用を協議し、米国のグローバル・エントリー・プログラム（G E P）に登録していることを前提として、トラस्टイド・トラベラー・プログラムの利用希望者登録を申請する米国人について、要件の一部に適合することを要しないこととしている。

2020年3月16日に、それまでの登録要件を緩和するとともに、一定の要件を満たす観光客やトラस्टイド・トラベラー・プログラム登録者の家族（配偶者及び未成年未婚の子）にまで、利用希望者登録の対象を拡大した。

- ・顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続の合理化・円滑化を図るため、日本人の帰国確認手続における顔認証ゲートの先行運用を、2017年10月、羽田空港において開始した。その後、2018年度から2019年度にかけて、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港に顔認証ゲートを順次導入し、日本人の出帰国手続において運用しており、また、2020年度には那覇空港に新たに設置した。

さらに、2019年7月24日の羽田空港を皮切りに、上記7空港において、観光等の目的で入国した外国人の出国手続においても、顔認証ゲートの運用を開始した。

- ・観光客等を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止するため、個人識別情報、I C P O 紛失・盗難旅券情報、A P I S 等を活用した厳格な出入国審査を継続して実施している。
- 加えて、2021年3月26日から出国時に出国確認を受ける者と出入国在留管理庁が保有する出国確認留保対象者の顔画像との照合を実施している。

●技能実習制度の運用状況

- ・技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、①2017年11月に施行された法務省及び厚生労働省が共管する「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

(平成28年法律第89号)」に基づく措置, ②2019年3月に「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた改善方策, ③同年11月にとりまとめた失踪技能実習生の減少に向けた更なる改善方策などの取組を進めている。

- ・送出機関の適正化を主な目的として, 各送出国政府との間で, 順次, 二国間取決めを作成することとしており, 2020年末現在, 14か国との間で取決めを作成している。

●不法滞在・偽装滞在者への対策等

- ・これまでの取組により不法残留者数は, 1993年以降, 着実に減少していたものの, 2015年には22年ぶりに増加に転じ, 以後2021年1月1日現在までに不法残留者数は約8万3,000人にまで増加していることから, 摘発の強化, 不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告の促進による更なる不法滞在者数の縮減に努めている。
- ・「偽装滞在者」とは, 偽装結婚, 偽装留学, 偽装就労など, 偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り, あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者, あるいは, 必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが, 現に有する在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者について, 情報の収集・分析の強化を行い, 偽装滞在者の摘発・縮減に努めている。
- ・退去強制令書が発付されているものの, 病気治療や訴訟の提起等の送還に支障のある事情を有するために送還の見込みが立たない被收容者については, 仮放免を積極的に活用し, より一層適正な退去強制手続の実施に努めた。
- ・「入国者收容所等視察委員会」からの意見も踏まえ, 引き続き, 警備処遇の透明性がより一層確保されるよう努めるとともに, 入国者收容所等の運営の改善向上を図っている。
- ・第7次出入国管理政策懇談会の下に「收容・送還に関する専門部会」が設置され, 有識者の方々による法整備を含む具体的な方策について議論・検討が行われ, 2020年7月14日, 法務大臣に報告書が提出された。
- ・報告書を踏まえ, 退去強制手続を一層適切かつ効果的なものとし, 送還の忌避及び長期收容問題の解決を図ることを目的とした「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」を第204回国会に提出したが, 継続審議となった後, 衆議院解散に伴い, 廃案となった。

●難民の適正な保護の推進

- ・難民の迅速かつ確実な保護を推進するための難民認定制度の運用の見直しの一環として, 濫用・誤用的な難民認定申請を抑制するための取組を進めてきたところであるが, 依然として, 濫用・誤用的な申請が急増し, 難民の迅速な保護に支障が生じる事態となっていた。
- ・そこで, 濫用・誤用的な申請が多く見られる正規滞在者からの難民認定申請について, 2018年1月15日から, ①申請受付後の振分け期間を設け, 振分け結果を在留資格に反映, ②難民である可能性が高い申請者への更なる配慮, ③濫用・誤用的な申請に対する従来よりも厳格な対応を主な内容とする更なる運用の見直しを行った。
- ・これらの取組の結果, フィリピンやベトナムといったアジア近隣諸国からの申請者を中心に近年急増してきた難民認定申請者数は, 大幅な減少に転じた一方で, 2018年から2020年までの各年における難民認定者数は, 上記見直し前に比べ倍増しており, これまでのところ, 濫用・誤用的な申請を抑制し, 難民の迅速な保護を図るという目的に向けて一定程度の効果を上げている。

●国際社会及び国際情勢への対応

- ・各国とのEPA締結交渉への参加, 二国間・多国間での情報・意見交換の実施や協力関係の向上を目的とした枠組みへの積極的な対応を行っている。

- ・2020年に豪州の入国管理当局とオンラインでの意見交換を実施したり、（公財）日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が開催したオンラインでの意見交換に参加したりするなど、新たな国際交流の在り方を模索しつつ、協力関係の強化に努めた。

2021年版「出入国在留管理」 目次

はじめに — 2021年版「出入国在留管理」の発刊に当たって

2021年版「出入国在留管理」のポイント

目次

凡例

第1部 出入国在留管理をめぐる近年の状況

第1章	外国人の出入国の状況	2
第1節	外国人の出入国者数の推移	2
1	外国人の入国	2
(1)	入国者数	2
(2)	国籍・地域別	3
(3)	男女別・年齢別	4
(4)	目的（在留資格）別	4
ア	「短期滞在」	6
イ	専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人	8
(ア)	「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」	9
(イ)	「興行」	10
(ウ)	「技能」	10
(エ)	「特定技能1号」	10
ウ	「技能実習1号」	10
エ	「留学」	11
オ	身分又は地位に基づいて入国する外国人	12
2	特例上陸	14
(1)	寄港地上陸の許可	14
(2)	船舶観光上陸の許可	14
(3)	通過上陸の許可	14
(4)	乗員上陸の許可	14
(5)	緊急上陸の許可	14
(6)	遭難による上陸の許可	14
(7)	一時庇護のための上陸の許可	15
3	外国人の出国	15
コラム	入管行政の最前線から（出入国審査担当入国審査官の声）	16
第2節	上陸審判状況	17
1	上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理	17
2	被上陸拒否者	19
3	上陸特別許可	21
第3節	入国事前審査状況	21
1	査証事前協議	21
2	在留資格認定証明書	21

第2章	日本人の出帰国の状況	22
第1節	出国者	22
1	総数	22
2	男女別・年齢別	22
3	空港・海港別	23
第2節	帰国者	24
第3章	外国人の在留の状況	25
第1節	在留外国人数	25
1	在留外国人数	25
2	国籍・地域別	25
3	目的（在留資格）別	26
(1)	「永住者」・「特別永住者」	26
(2)	専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人	28
ア	「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」	30
イ	「技能」	30
ウ	「特定技能1号」	30
(3)	「技能実習」	30
(4)	「留学」	31
(5)	身分又は地位に基づいて在留する外国人	31
第2節	在留審査の状況	31
1	在留資格の変更許可	32
(1)	留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可	32
(2)	「技能実習2号」及び「技能実習3号」への在留資格変更許可	34
(3)	「特定技能1号」及び「特定技能2号」への在留資格変更許可	36
2	在留期間の更新許可	36
3	永住許可	37
4	在留資格の取得許可	37
5	再入国許可	37
6	資格外活動の許可	37
第3節	在留カード・特別永住者証明書の交付件数	38
1	在留カード	38
2	特別永住者証明書	38
コラム	入管行政の最前線から（在留審査担当入国審査官の声）	39
第4章	技能実習制度の実施状況	40
第1節	制度の概要	40
第2節	監理団体の許可申請及び処理	40
1	監理団体の許可申請	40

2	監理団体の許可	40
第3節	技能実習計画の認定申請及び処理	41
1	技能実習計画の認定申請	41
2	技能実習計画の認定件数	41
第4節	不適正な事案への対処	42
第5章	外国人の退去強制手続業務の状況	43
第1節	不法残留者の状況	43
1	国籍・地域別	43
2	在留資格別	45
第2節	退去強制手続及び出国命令手続を執った入管法違反事件	46
1	概要	46
2	退去強制事由別	47
(1)	不法入国	47
(2)	不法上陸	48
(3)	不法残留	48
(4)	資格外活動	49
3	不法就労事件	50
(1)	概況	50
(2)	国籍・地域別	50
(3)	男女別	52
(4)	就労内容別	52
(5)	稼働場所（都道府県）別	52
4	違反審判の概況	53
(1)	事件の受理・処理	53
(2)	退去強制令書の発付	55
(3)	仮放免	56
(4)	在留特別許可	56
5	送還の概況	57
(1)	自費出国	59
(2)	国費送還	60
(3)	運送業者の責任と費用による送還	60
6	出国命令事件	60
(1)	違反調査	60
(2)	審査	61
ア	事件の受理・処理	61
イ	出国命令書の交付	61
(3)	出国確認	61
第6章	難民認定業務等の状況	62
第1節	難民認定の申請及び処理	62

1	難民認定申請	62
2	難民認定申請の処理	63
3	仮滞在許可制度の運用状況	63
第2節	審査請求（不服申立て）	64
1	審査請求数	64
2	処理の状況	64
第3節	一時庇護のための上陸の許可申請及び処理	65

第7章 人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策及び外国人DV被害者保護

		66
第1節	人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策	66
1	人身取引対策への取組	66
2	人身取引被害者の保護	66
3	人身取引加害者の退去強制	67
第2節	外国人DV被害者保護	68
1	概要	68
2	外国人DV被害者の認知件数	68

第2部 出入国在留管理行政に係る主要な施策等

第1章 出入国在留管理における新型コロナウイルス感染症への対応 72

第1節 水際対策 72

第2節 在留諸手続 73

1 本邦在留中の外国人 73

2 本邦へ入国予定の外国人 73

第3節 在留外国人の支援 73

1 解雇・雇止めとなった外国人等に対する雇用維持支援 73

2 情報提供・相談体制の強化 74

(1) 外国人生活支援ポータルサイトによる情報提供 74

(2) 一元的相談窓口で新型コロナウイルス感染症に関する情報提供等のための特別な対応をする場合の特例措置 74

(3) F R E S C ヘルプデスクにおける相談対応 74

第4節 入管施設における新型コロナウイルス感染症対策 74

1 入管施設感染防止タスクフォース 74

2 入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル 74

第2章 特定技能制度 76

第1節 制度概要 76

第2節 特定技能制度の運用に関する方針等 76

1 政府基本方針 76

2 分野別運用方針 78

3 二国間取決め（MOC） 80

第3節 特定技能制度の運用状況 80

1 特定技能在留外国人の受入れ状況 80

2 特定技能試験等の実施状況 80

3 二国間取決めの状況 80

第4節 特定技能制度の円滑な運用に向けた取組 81

1 分野別運用方針の見直し 81

2 分野別運用要領の見直し 81

3 試験方針の見直し 81

4 特定技能制度促進事業 82

第3章 外国人材の受入れ・共生のための取組 83

第1節 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 83

1 経緯 83

2	概要	83
第2節	外国人との共生社会の実現のための有識者会議	85
第3節	出入国在留管理庁が関わる主な取組	85
1	外国人受入環境整備交付金を通じた一元的相談窓口の設置・運営支援	85
2	受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力	86
3	生活・就労ガイドブック等を通じた在留外国人への情報提供	86
4	在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン	87
5	外国人在留支援センターにおける取組	88
	コラム 入管行政の最前線から（在留支援業務担当職員の声）	89
第4章	第7次出入国管理政策懇談会報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」	90
第1節	第7次出入国管理政策懇談会	90
1	第7次出入国管理政策懇談会の概要	90
2	報告書「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」	90
3	報告書を踏まえた対応	90
第2節	報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」	90
第5章	外国人材の受入れと出入国在留管理行政	91
第1節	高度外国人材の受入れの推進	91
1	高度外国人材に対するポイント制による優遇制度の概要	91
2	高度専門職1号及び2号	91
(1)	高度専門職1号の優遇措置	92
(2)	高度専門職2号の優遇措置	92
3	受入れの現状	93
4	永住許可申請に要する在留期間の見直し後の運用状況	93
5	世界に開かれた国際金融センターの実現に向けた優遇措置の拡充	93
第2節	国家戦略特区における外国人材の受入れ	94
1	創業人材	94
2	家事支援人材	94
3	農業支援人材	95
4	海外需要開拓支援人材	95
5	高度人材ポイント制に係る特別加算	96
6	日本語教育機関の卒業生等	96
第3節	その他の措置	96
1	建設・造船分野における緊急的・時限的措置	96
2	クールジャパンに関わる外国人材の受入れの促進	97
(1)	ファッションデザイン教育機関からの就労	97
(2)	外国人調理師・製菓衛生師の受入れ	97

3	日系四世の更なる受入れ	97
4	オンラインによる在留外国人に係る在留手続	97
5	外国人起業家の受入れの推進	98
6	留学生の適正な受入れの推進	98
(1)	留学生の就職支援	98
(2)	日本語教育機関の適正化	99
7	特定技能に係る届出のオンライン化	99
	コラム 入管行政の最前線から（オンライン審査を担当する入国審査官の声）	100
第6章 技能実習制度の運用状況 101		
第1節	制度の拡充状況	101
1	優良な監理団体等への実習期間の延長	101
2	対象職種の拡大	101
第2節	技能実習の適正化及び技能実習生の保護に向けた取組	101
1	事業協議会	101
2	地域協議会	101
3	二国間取決め（MOC）	102
4	技能実習生の保護	103
5	技能実習生の失踪を減少させるための施策	103
第7章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施 104		
第1節	観光立国実現に向けた取組	104
1	バイオカートの導入	104
2	自動化ゲート	105
(1)	自動化ゲートの利用促進	105
(2)	トラステイド・トラベラー・プログラム	105
(3)	日本人の出帰国手続における顔認証ゲートの導入	106
(4)	外国人出国手続における自動化ゲートの利用拡大	107
3	クルーズ船の乗客への対応	107
4	審査待ち時間短縮のためのその他の取組	108
5	審査待ち時間の計測方法の見直しと審査待ち時間の公表	108
第2節	水際対策の強化	109
1	情報を活用した出入国審査	109
(1)	個人識別情報を活用した入国審査の実施	109
(2)	ICPO紛失・盗難旅券情報の活用	110
(3)	API及びPNRを活用した入国審査	110
2	情報収集・分析の強化	110
3	空海港におけるパトロールの実施	110
第8章 不法滞在・偽装滞在者への対策等 112		
第1節	不法滞在者対策の実施	112

1	不法滞在者を減少させるためのこれまでの取組	112
2	不法滞在者の更なる削減に向けた取組	112
(1)	摘発の強化	112
(2)	出頭申告しやすい環境の整備	112
第2節	偽装滞在者対策の実施	113
1	偽装滞在者等について	113
2	偽装滞在者等への取締りの実施	113
(1)	情報の収集・分析の強化	113
(2)	摘発の強化・法の積極的な適用による対応	114
3	不法滞在や偽装滞在に関与するブローカー等への対応	114
4	在留カードの偽変造対策	114
	コラム 入管行政の最前線から（警備業務全般を担当する入国警備官の声）	115
第3節	処遇の適正化に向けた取組	116
1	被収容者の処遇の一層の適正化に向けた取組	116
2	入国者収容所等視察委員会の活動等	116
第4節	被退去強制者の送還促進	116
1	送還忌避者の安全・確実な送還の実施	116
2	チャーター機を利用した集団送還の実施	117
3	IOM自主的帰国・社会復帰支援プログラムの利用促進	117
	コラム 入管行政の最前線から（処遇業務を担当する入国警備官の声）	118
第9章	難民の適正な保護の推進	119
第1節	難民認定制度の見直し	119
1	難民認定制度の運用の見直し	119
(1)	概要	119
(2)	適正な制度運用	119
2	入管法施行規則の改正による制度の見直し	120
3	難民認定制度の運用の更なる見直し	120
(1)	背景	120
(2)	概要	120
4	難民認定制度の運用の見直し後の状況	121
第2節	第三国定住による難民の受入れ	121
1	2020年度までの受入れ	121
2	2021年度以降の受入れ	122
第3節	民間支援団体との連携の推進	123
第4節	シリア人留学生の受入れ状況	124

第10章	国際社会及び国際情勢への対応	125
第1節	条約締結等への対応	125
1	各国とのEPA締結交渉への対応	125
2	その他の二国間・多国間枠組みへの対応	125
3	人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応	125
第2節	国際会議・国際交流	126
1	国際会議への対応	126
2	国際交流	126
第11章	広報活動と行政サービスの向上	127
第1節	広報活動の推進	127
第2節	行政サービスの向上	128
1	外国人への案内サービス	128
2	特別永住者証明書の郵送交付	129
3	出入国在留管理庁ホームページ	129
4	出入国在留管理庁SNS等	129
(1)	出入国在留管理庁ツイッター・フェイスブック	129
(2)	出入国在留管理庁メール配信サービス	130

資料編 1 我が国の出入国在留管理制度の概要 134

第1節 目的と根拠法令 134

第2節 全ての人の出入（帰）国審査手続 134

1 外国人の出入国手続 134

2 外国人の入国（上陸）審査手続 135

(1) 入国（上陸）審査 135

(2) 口頭審理 135

(3) 異議の申出 135

3 入国・事前審査 137

(1) 査証事前協議 137

(2) 在留資格認定証明書 137

4 特例上陸許可 139

(1) 寄港地上陸の許可 139

(2) 船舶観光上陸の許可 139

(3) 通過上陸の許可 139

(4) 乗員上陸の許可 139

(5) 緊急上陸の許可 139

(6) 遭難による上陸の許可 139

5 日本人の出帰国手続 140

第3節 外国人の在留審査 140

1 在留資格制度 140

2 在留審査 144

(1) 在留資格の変更許可 144

(2) 在留期間の更新許可 144

(3) 永住許可 144

(4) 在留資格の取得許可 144

(5) 再入国許可 144

(6) 資格外活動の許可 145

3 在留資格取消制度 145

第4節 中長期在留者の在留管理制度等 146

1 中長期在留者の在留管理制度 146

(1) 在留カード 147

(2) 在留カードに係る届出・申請 147

ア 住居地の届出 147

(ア) 新規上陸後の住居地の届出 147

(イ) 在留資格変更等に伴う住居地の届出 147

(ウ) 住居地の変更届出 147

イ 住居地以外の記載事項の変更届出 148

ウ 在留カードの有効期間の更新申請 148

エ 紛失等による在留カードの再交付申請 148

オ 汚損等による在留カードの再交付申請 148

(3) 出入国在留管理庁正字検索システム	148
(4) 所属機関・配偶者に関する届出	149
ア 中長期在留者からの所属機関等に関する届出	149
(ア) 活動機関(在留資格に応じた活動を行う本邦の公私の機関)に関する届出	149
(イ) 契約機関(契約の相手方である本邦の公私の機関)に関する届出	149
(ウ) 配偶者に関する届出	149
イ 所属機関による中長期在留者に関する届出	149
ウ 特定技能所属機関(「特定技能1号」又は「特定技能2号」の在留資格をもって在留する外国人を受け入れている本邦の公私の機関)による届出	150
(ア) 随時届出	150
(イ) 定期届出	151
エ 登録支援機関(契約により委託を受けて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者として登録を受けた者)による届出	151
(ア) 随時届出	151
(イ) 定期届出	151
(5) 出入国在留管理庁電子届出システム	151
(6) 事実の調査	152
2 特別永住者に係る制度	152
(1) 特別永住者証明書	152
(2) 特別永住者証明書に係る届出・申請	153
ア 住居地の届出	153
イ 住居地以外の記載事項の変更届出	153
ウ 特別永住者証明書の有効期間の更新申請	153
エ 紛失等による特別永住者証明書の再交付申請	153
オ 汚損等による特別永住者証明書の再交付申請	153
3 出入国在留管理庁と市区町村との情報連携	154
第5節 外国人の退去強制手続	155
1 入国警備官の違反調査	157
2 入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理	157
3 法務大臣の裁決	157
4 在留の許可	157
(1) 在留が許可されない場合(退去強制)	157
(2) 法務大臣の裁決の特例(在留特別許可)	157
5 出国命令制度	158
第6節 難民の認定	158
1 難民条約への加入等	158
2 難民認定手続	158
(1) 難民の定義	158
(2) 仮滞在許可	158
(3) 事実の調査	159
(4) 法務大臣による難民の認定と認定の効果	159
3 審査請求	159
(1) 審査請求	159
(2) 難民審査参与員制度	159

4 一時庇護のための上陸の許可	160
-----------------	-----

資料編2 組織・体制の拡充 162

第1節 組織・機構 162

1 出入国在留管理官署の概要	162
2 出入国在留管理官署の組織の見直し	167

第2節 職員 169

1 出入国在留管理庁職員	169
2 増員	170
3 研修	172

資料編3 予算等 174

第1節 予算 174

第2節 施設 174

資料編4 出入国在留管理関係訴訟 175

第1節 概況 175

第2節 主な裁判例 177

資料編5 統計 180

(1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移	180
(2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者数・在留の資格別在留外国人数の推移	188
(3) 個人識別情報を活用した入国審査の実施状況（2020年）	196
(4) 偽変造文書等（頁欠落・損傷等旅券を含む。）発見件数の推移	196

資料編6 2011年4月1日以降の主な出来事 197

関係図表目次

図表 1	外国人入国者数の推移	2
図表 2	主な国籍・地域別入国者数の推移	3
図表 3	男女別・年齢別外国人入国者数（2020年）	4
図表 4	在留資格別新規入国者数の推移	5
図表 5	「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移	7
図表 6	観光を目的とした国籍・地域別新規入国者数（2020年）	8
図表 7	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移	9
図表 8	「技能実習 1 号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	11
図表 9	「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	12
図表10	身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移	13
図表11	特例上陸許可件数の推移	14
図表12	滞在期間別外国人単純出国者数の推移	15
図表13	上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移	18
図表14	口頭審理の処理状況の推移	18
図表15	主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移	20
図表16	上陸審判の異議申出と裁決結果の推移	21
図表17	入国事前審査処理件数の推移	21
図表18	日本人出国者数の推移	22
図表19	男女別・年齢別日本人出国者数（2020年）	23
図表20	滞在期間別日本人帰国者数の推移	24
図表21	在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	25
図表22	主な国籍・地域別在留外国人数の推移	26
図表23	在留の資格別在留外国人数の推移	27
図表24	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移	29
図表25	在留審査業務許可件数の推移	31
図表26	在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移	33
図表27	国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移	33
図表28	国籍・地域別「技能実習 2 号」への在留資格変更許可人員の推移	34
図表29	国籍・地域別「技能実習 3 号」への在留資格変更許可人員の推移	35
図表30	職種別「第 2 号技能実習」に係る技能実習計画認定件数	35
図表31	職種別「第 3 号技能実習」に係る技能実習計画認定件数	36
図表32	国籍・地域別「特定技能 1 号」への在留資格変更許可人員の推移	36
図表33	国籍・地域別永住許可件数の推移	37
図表34	在留カード交付件数（2020年）	38
図表35	特別永住者証明書交付件数（2020年）	38
図表36	監理団体の新規許可申請及び許可件数の推移	41
図表37	技能実習計画の認定申請及び認定件数の推移	41
図表38	行政処分等の件数の推移	42
図表39	国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移	42
図表40	国籍・地域別不法残留者数の推移	44
図表41	主な国籍・地域別不法残留者数の推移	45
図表42	在留資格別不法残留者数の推移	45

図表43	退去強制事由別入管法違反事件の推移	46
図表44	国籍・地域別入管法違反事件の推移	46
図表45	国籍・地域別不法入国事件の推移	47
図表46	国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移	47
図表47	国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移	48
図表48	国籍・地域別不法上陸事件の推移	48
図表49	国籍・地域別不法残留事件の推移	49
図表50	国籍・地域別資格外活動事件の推移	49
図表51	国籍・地域別不法就労事件の推移	51
図表52	就労内容別不法就労事件の推移	52
図表53	稼働場所別不法就労事件の推移	53
図表54	違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移	54
図表55	口頭審理請求件数及びその比率の推移	55
図表56	退去強制事由別退去強制令書の発付状況	55
図表57	主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況	56
図表58	仮放免許可件数の推移	56
図表59	退去強制事由別在留特別許可件数の推移	57
図表60	国籍・地域別在留特別許可件数の推移	57
図表61	国籍・地域別被送還者数の推移	58
図表62	送還方法別被送還者数の推移	59
図表63	国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移	59
図表64	国籍・地域別出国命令による引継者数の推移	60
図表65	国籍・地域別出国命令書の交付状況	61
図表66	難民認定申請数の推移	62
図表67	庇護数の推移	63
図表68	難民の認定をしない処分に対する不服申立て数及び処理状況の推移	64
図表69	一時庇護上陸許可申請数の推移	65
図表70	一時庇護上陸許可申請の処理状況（2020年）	65
図表71	人身取引被害者数（2020年）	67
図表72	人身取引被害者数の推移	67
図表73	D V被害者把握状況（2020年）	69
図表74	地方出入国在留管理局別D V事案の認知被害者数の推移	69
図表75	特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要	77
図表76	分野別運用方針について（14分野）	79
図表77	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）の概要	84
図表78	高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移	93
図表79	難民認定制度の運用の更なる見直しの概要	121
図表80	第三国定住による難民の受入れ実施状況・実績	123
図表81	シリア人留学生の受入れ状況	124
図表82	上陸審査の流れ	136
図表83	査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手続の流れ	138
図表84	在留資格一覧表（2021年4月1日現在）	141
図表85	中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ	150
図表86	出入国在留管理庁と市区町村との情報連携	154
図表87	退去強制手続及び出国命令手続の流れ	156
図表88	難民認定手続の概要	160

図表89	一時庇護上陸許可手続の流れ	161
図表90	出入国在留管理庁組織表	163
図表91	出入国在留管理庁所管事項	164
図表92	地方出入国在留管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）	168
図表93	出入国在留管理官署職員定員の推移	171
図表94	予算額の推移	174
図表95	出入国在留管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（2020年末現在）	176

凡例

難民条約	難民の地位に関する条約
難民議定書	難民の地位に関する議定書
日米地位協定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
入管法	出入国管理及び難民認定法
入管法施行令	出入国管理及び難民認定法施行令
入管法施行規則	出入国管理及び難民認定法施行規則
上陸基準省令	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
入管特例法	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
入管特例法施行令	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令
入管特例法施行規則	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則
入管法等改正法	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）
技能実習法	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
技能実習法施行規則	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則
A P I （ S ）	Advance Passenger Information (System)（事前旅客情報（システム））
P N R	Passenger Name Record（乗客予約記録）
E P A	Economic Partnership Agreement（経済連携協定）
I A T A ・ C A W G	International Air Transport Association・Control Authorities Working Group（国際航空運送協会・入国管理機関関係部会）
I C P O	International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）
I O M	International Organization for Migration（国際移住機関）
U N H C R	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官事務所）又は United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官）